

学習会

生態学の野外調査
・・・世界の蚊の研究の取り組みと実態・・・

今回は女性部で活躍されている教員さんから、ご自身の研究テーマをお聞きする学習会を開催することになりました。なかなか聞けない、興味深い研究です。

ぜひ、みなさん、お誘い合わせ、ご参加ください。

リンゴしかなければ食べるリンゴもイチゴが一緒にあれば、リンゴは残すかもしれません。同じようなことが蚊の吸血行動にも観察されます。例えばムスリムの国では豚を食べないから豚がないし、日本脳炎媒介蚊はたくさんいても豚の血を吸う機会がないから日本脳炎がない。私は蚊の吸血行動と環境因子の関係を主に野外で調査しています。研究の実際について重点をおいた話をさせていただきます。

日 時：2月18日（木）昼休み 12:00-12:45

講 師：都野 展子さん（自然システム学系 准教授）

場 所：角間組合事務所 お弁当準備します。

組合員は無料、未組合員の方は500円

申込期限：2月16日（火）内線2105、直通262-6009



親の介護事情あれこれ

親の介護問題は、特に団塊の世代にとっては、今、現実に介護に携わっていたり、そうでなくとも、いつでも身近に起こる可能性のある問題です。若い世代にとっても、親の介護・医療・福祉の問題は他人事ではありません。少子高齢化が進む日本では、これからますます高齢者の割合が増えています。

昔は長男のお嫁さんに、介護を頼みたいとの傾向が強かったのですが、高齢化社会の日本の対策として、国は介護の社会化を推進し、働く女性を応援し始めました。働きながらの自宅介護も、良し悪しは別として、民間業者も社会福祉の分野に進出してきたことにより利用しやすくなり、働きやすくなっています。しかし、親の介護はいろいろな面で世話をする人のストレスが溜まり、働き方や諸制度について、もっと応援があればと思うこの頃です。

さて、昨年11月に上野千鶴子さんが金沢大学でのシンポジウムで講演会された内容の一部で、「女子学生への親の期待」の部分を最近思い出しています。

『今の母親は、男性中心の組織社会への絶望感が多大に

あり、ちょっと昔でも女性の大卒者は仕事の窓口が狭き門だった。そこから女子学生の社会進出に不合理をとても実感していた。雇用先については、今も昔も変わらない状況である。

現在の日本は低出生率となり、「子どもを生むなら女の子を」と娘を期待して生む傾向が強くなってきた。それは、昔は長男が生まれないと家督を継げないと、女の子が生まれても期待されなかった。今は違い、最近の娘の価値は上昇した。』と話されました。

『女兒は子育てが楽しめ、少々失敗しても良いと男児に比べて気楽さがある。大学へ進学させ、ひいては将来を娘に介護してほしいと、どんどん教育投資する傾向にある。その娘への母の期待は、大変大きなものとなっていく、のだそうだ。しかし、娘との同居を願い、自分の将来の介護を期待された娘の方は、たまたまものではないと反発する。』などと、女子学生問題と介護問題について、話されたことが、とても印象に残りました。

私の知りうる範囲でも、結婚当初から長男と同居ではないかぎり、老いては、娘の世話をなっているケースが多く見受けられます。介護は子育てと違い、先が見えない終わりのない仕事です。働くことと介護との両立について、もっと考えてみたいと思います。（一職員）

還付申告しましょう！

確定申告の季節となりました。2月16日～3月15日の1ヶ月間です。
サラリーマンは確定申告は関係ないと思っているかもしれません、確定申告は
払いすぎた税金を取り戻す、チャンスです。還付申告の場合は期間が決まっては
いませんが、過去5年間遡ってできますので、しっかり活用しましょう。
所得が下がれば、その分 2010年度の住民税や保育料も下がります。

こんな場合は 還付申告しましょう

- 年の途中で退職した人
- 金融機関等から借り入れをして居住用住宅を取得した人
- バリアフリーや省エネのために住宅を改修した人
- 多額の医療費を支払った人
- 5000円以上の寄付を行った人
- 地震や災害・盗難の被害を被った人
- 収入をもらう時、源泉徴収をされている人
- 本人や家族に障害がある、「寝たきり」で介護が必要な人
- 年末調整後、家族が増えた人
- 年金から税金が引かれた人



医療費控除の対象となるもの

以下のような費用は医療費として認められ、控除の対象となります。

通院編

- * 妊娠中の定期健診、分娩、中絶、入院費用など
- * 不妊治療の費用
- * レーシック（視力矯正手術）
- * ケガや術後のリハビリのため医師が必要と認めたマッサージ
- * 認可ケア付き老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の入所費用
- * 人間ドックで疾病が見つかった場合の検査費用
- * 金歯、義歯

交通費編

- * 1人で通院が困難な場合の付添人の交通費
- * 緊急時のタクシー代
- * 医師の送迎費

医療用器具、薬代編

- * 「おむつ使用証明書」のある場合のおむつ代（介護用）
- * 医師の指示で購入した血圧計、漢方薬

医療費控除の対象とならないもの

- * 予防目的の場合は医療費とはなりません。

医療費計算方法

医療費控除の計算方法は下記の図の通りです。計算して出てきた医療費控除額を、確定申告書の医療費控除の欄に記入します。

医療費控除は「生計をともにする家族の医療費」が対象です。保険金などで戻ってくる金額には、生命保険の給付金、健康保険から支払われる高額療養費や出産育児一時金などが含まれます。

民間の保険からの給付の場合、差し引くのは実際につかっ

た医療費の金額まで。給付金が10万円で、その病気でかかった医療費が8万円なら、医療費から引くのは8万円だけです。

共働きの場合、収入が多い人が家族全員の分をまとめて申告した方が、還付金が多くなるので、お得です。

もらった領収書はしっかりと保管し、もらい忘れていたものは取りに行くなどして、医療費控除を上手く活用しましょう。



医療費控除額の計算方法

$$\text{医療費控除額} (\text{上限}200\text{万円}) = \boxed{\text{1年間に支払った医療費の合計額}} - \boxed{\text{保険金などで戻ってくる金額}} - \begin{cases} \text{所得が}200\text{万円以上の人 } 10\text{万円} \\ \text{所得が}200\text{万円以下の人 } \text{所得}5\% \end{cases}$$